

半田市立半田病院子どもアドボカシーチーム設置要綱

(設置)

第1条 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき、半田市立半田病院を受診する児童の虐待被害を早期に発見するとともに、その再発を防止し、子ども権利擁護（アドボカシー）に資することを目的とし、半田市立半田病院子どもアドボカシーチーム（以下「CAT」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 CATは、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 児童の養育支援に関すること。

ア 養育支援に関する手順（プロトコル）の整備及び定期的なプロトコルの見直し

イ 虐待等不適正な養育が疑われる小児患者が発見された場合に、院内からの相談に対応すること。

ウ 主治医等と十分な連携をとって養育支援を行うこと。

エ 虐待等不適切な養育が疑われた症例を把握・分析し、養育支援の体制確保のために必要な対策を推進すること。

オ 養育支援体制を確保するための職員研修を企画及び実施すること。

(2) 死亡した児童から臓器提供があった場合、虐待の有無について審査を行うこと。

(3) その他児童虐待防止又は子ども権利擁護に関し必要なこと。

(組織)

第3条 CATは、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 医師 若干名

(2) 看護師 若干名

(3) 事務職員 若干名

(4) 社会福祉士 若干名

(5) その他院長が指名した職員 若干名

2 前項の委員は、院長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(チーム長)

第5条 CATにチーム長を置き、小児科医長以上の職にある者をもって充てる。

2 チーム長は、CATを招集し、その議長となる。

3 チーム長に事故があるときは、あらかじめチーム長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数等)

第6条 CATは、委員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

2 審査の判定は、出席委員全員の合意をもって決するものとする。

(倫理的配慮)

第7条 CATは、児童に虐待が行われたかどうかの判定に関し、倫理上の問題を生じるおそれのある場合は、半田市立半田病院倫理委員会に審議を依頼するものとする。

(庶務)

第8条 CATの庶務は、事務局管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、CATの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成22年10月12日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年8月30日から施行する。